

会第8号

滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年6月24日

提 出 者	山 本	正	大 橋	通 伸
	成 田	政 隆	九 里	学
	柴 田	智 恵 美	江 畑	弥 八 郎
	今 江	政 彦	山 田	実
	西 川	勝 彦	大 井	豊
	谷	康 彦	中 沢	啓 子

滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

滋賀県議会議員の定数および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成22年滋賀県条例第36号）の全部を改正する。

（議員の定数）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、滋賀県議会議員の定数は、37人とする。

（選挙区の設定）

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第2項の規定により、愛知郡の区域および犬上郡の区域を合わせて1選挙区を設ける。

2 前項の選挙区の名称は、愛知郡犬上郡選挙区とする。

(各選挙区において選挙すべき議員の数)

第3条 公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき滋賀県議会議員の数は、次の表のとおりとする。

選挙区	選挙すべき議員の数
大津市	9人
彦根市	3人
長浜市	3人
近江八幡市	2人
草津市	4人
守山市	2人
栗東市	2人
甲賀市	2人
野洲市	1人
湖南市	2人
高島市	1人
東近江市	3人
米原市	1人
蒲生郡	1人
愛知郡 犬上郡	1人

付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。